# 令和元年度 第3回長岡市地域公共交通協議会

# 参考資料

表決事垻	
第1号 自家用有償運送の更新登録申請に係る法律(抜粋)	$\cdots$ 1 $\sim$ 2
第2号 バリアフリー化設備等整備事業制度概要	$\cdots$ 3 $\sim$ 5
第3号 令和2年度事業計画 概要	
(1)路線バス及び公共交通空白地有償運送の効率的な運行の検討	$\cdots$ 6 $\sim$ 9
(2)公共交通空白地(和島地域)における移動手段の検討	··· 1 0
(3)共助運送の活用に関する検討(中之島地域)	··· 1 0
(4) 栃尾地域における事前予約制乗合タクシーの実証実験及び検証	$\cdots 1 \ 1 \sim 1 \ 3$
(5) 自家用車から公共交通への乗り換えについて利便性向上を目指し	ノた …14~15
寺泊駅前広場整備(造成工事、支障物件移転工事)	
(6)意識啓発活動の推進	··· 1 6
(小学校や高齢者を対象としたモビリティマネジメント教室)	
(7)新たな公共交通システム勉強会の開催	··· 1 7

# 議決事項 第1号 自家用有償運送の更新登録申請に係る法律(抜粋)

# 【道路運送法】

(登録の有効期間)

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間(次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。)は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次条第一項の<u>有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するときは、登録の日から起算して三年とする。</u>

- 一 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。
- 二 第七十九条の十の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。
- 三 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

### (有効期間の更新の登録)

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、 国土交通省令で定めるところにより、<u>国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない</u>。

- 2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。
- 3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、 従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

# 議決事項 第1号 自家用有償運送の更新登録申請に係る法律(抜粋)

# 【道路運送法施行規則第51条の10】

(有効期間の更新の登録)

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により<u>有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない</u>。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 登録番号
- 三 自家用有償旅客運送の種別
- 四 第五十一条の二に規定する事項
- 五 運送しようとする旅客の範囲
- 2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。
- 3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。
- 4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第七十九条の三第一項」とあるのは「法第七十九条の六第二項において準用する法第七十九条の三第一項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

# 地域公共交通確保維持改善事業



国土交通省

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

平成31年度予算額 220億円

### 地域公共交通確保維持事業 (地域の特性に応じた生活交通の確保維持)

### <支援の内容>

- 幹線バス交通の運行地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。
- 地域内交通の運行過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
- 離島航路・航空路の運航 離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。









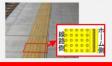
### 地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の構築)

### <支援の内容>

- ノンステップバス、福祉タクシーの導入、 鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備、ホームドアの設置 等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等











### 地域公共交通調査等事業

(地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し)

### <支援の内容>

- 〇 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の 策定に係る調査
- ※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数の市町村を構成員に含む協議会が主体となった協働による取組に対し、地域公共交通網形成計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し(地域公共交通協働トライアル推進事業)
- ※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通再編実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、地方路線バスの利便性向上、運行効率 化等のためのバス路線の再編、デマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくり支援とも連携し、特例措置により支援

### 被災地域地域間幹線系統確保維持事業/特定被災地域公共交通調査事業 (【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援)

平成31年度予算額 9億円 (東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

### <支援の内容>

- 〇 被災地の幹線バスの運行
- 〇 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

# 地域公共交通バリア解消促進等事業 (バリアフリー化設備等整備事業)



🐸 国土交通省

高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー 化を一体的に支援。

- •補助対象事業者:交通事業者等 •補助率:1/3等
- ○鉄道駅、旅客ターミナル(バス・旅客船・航空旅客)のバリアフリー化、待合・乗継施設整備 (段差の解消(※)、転落防止設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備等)

補助率: 1/3



車椅子用階段昇降機



ホームドア





視覚障害者誘導用ブロック

# 〇ノンステップバス・リフト付きバスの導入

補助率:1/4又は補助対象経費と通常車両価格の

差額の1/2のいずれか低い方(上限140万円)



ノンステップバス



リフト付きバス

# 〇福祉タクシーの導入 補助率:1/3



福祉タクシー

# 議決事項 第2号 バリアフリー化設備等整備事業制度概要(3/3)

### 【地域公共交通確保維持改善事業費補助要綱(抜粋)】

### (定義等)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会(以下「協議会」という)又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する、地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。

四<u>「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。)に基づいて実施される</u>事業をいう。

第3編地域公共交通バリア解消促進等事業

第1章バリアフリー化設備等整備事業

(補助対象事業等)

第74条大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表 23に定めるものとする

(生活交通確保維持改善計画)

第75条 バリアフリー化設備等整備事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- ーバリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
- ニバリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
- 三バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
- 四バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

### 五計画期間

2 バリアフリー化設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる。

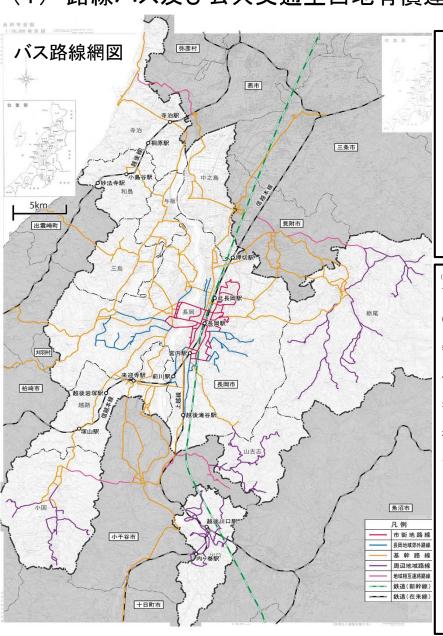
(補助金の額)

第76条国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表23に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第77条補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第4-1による補助金交付申請書に、第75条第1項各号の事項を記載した生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画を添付し、大臣に提出しなければならない。

# 路線バス及び公共交通空白地有償運送の効率的な運行の検討



- ・路線バス利用者は過去5年で12%減少し、公共交通空白地有償運送利用 者は過去4年で56%減少している。
- 利用機会の多い学生等の年代人口の減少や高齢化による外出機会の減 少によるものと考えられる。
- 公共交通空白地有償運送においては、学校の統合によるスクールバス運 行開始や、路線バス延伸が利用者の減少の要因となっている。
- 路線バスにおいては運行直し、また新規施設への乗り入れ便の新設、乗り 方教室などを行い、公共交通空白地有償運送においても運行時間帯や便 の見直しや児童との混乗などを実施してきた。
- ・今後はより効率的な見直しに向けて、様々な移動手段を含めて検討を進 める。



有償運送補助金※1の推移

※1:地域が主体となって運営している移動サービスに対し交付される補助金

※2:バス事業者が運営している 移動サービスに対して交付 される補助金

(国の補助金における国・県補助分は、長岡市内の距離を按分して算出)

### 議決事項 第3号 公共交通空白地有償運送 取り組み状況

### 【小国地域生活交通】

### 〇運行内容

運行主体: NPO法人MTNサポート

運行形態:【大貝地区】コミュニティバス

【八王子地区、法末地区】乗合タクシー

賃:大人200円、小学生100円、バス区間のみ回数券、定期券

休日: 土日祝日、年末年始(12/31~1/3)

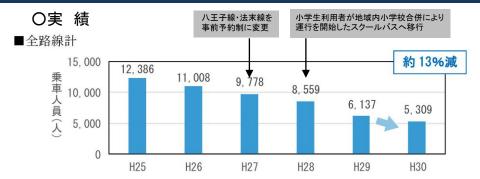
(八王子地区 月·水·金運行、法末地区 火·木·土運行)

線: 路

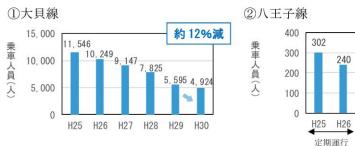


### 〇取り組み状況

- H24 運行開始
- H27 土曜、第3日曜 減便、八王子・法末線をデマンドタクシー化
- H29 地域内小学校統合、減便
- H30 車両小型化
- バス停新設・廃止、時刻表変更



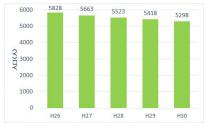
### ■各路線別



### ③法末線 約 35%減 600 390 408 400 298 200

# 乗車人員(人

### 【参考 地域人口の推移】



241

H27 H28

止判理1]	1 42	下理1]					
	小国		H25 H26		H28	H29	H30
利用者	利用者数 (合計)		11, 008	9, 778	8, 559	6, 137	5, 309
	運行便数	5, 960	4, 920	4, 900	4, 900	4, 410	4, 392
大貝線	利用者数	11, 546	10, 249	9, 147	7, 825	5, 595	4, 924
	1便当たり	1. 9	2. 1	1. 9	1. 6	1. 3	1.1
	運行便数	616	616	207	201	176	142
八王子絹	利用者数	302	240	241	326	244	192
	1便当たり	0. 5	0.4	1. 2	1. 6	1.4	1.4
	運行便数	616	620	267	229	174	146
法末線	利用者数	538	519	390	408	298	193
	1便当たり	0. 9	0.8	1.5	1.8	1.7	1. 3

約 21%減

192

244

デマンド運行

# 議決事項 第3号 公共交通空白地有償運送 取り組み状況

### 【川口地域生活交通】

### 〇運行内容

運行主体: NPO法人暮らしサポート越後川口

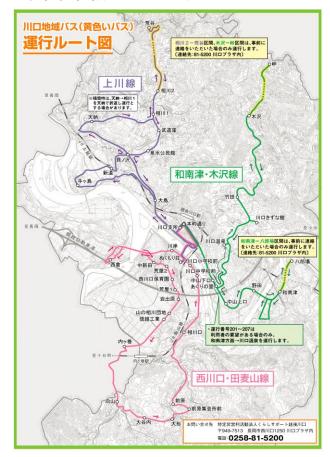
運行形態:コミュニティバス

運 賃:大人200円、小学生100円、回数券、

定期券(NPO会員限定)

運 休日:土日、年末年始(12/31~1/3)

路線:



### 〇取り組み状況

H25 運行開始

H28 定期券販売開始(NPO法人限定)

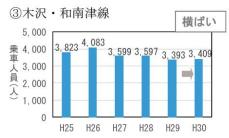
### 〇実 績



### ■各路線別









JI		H25	H26	H27	H28	H29	H30
	数(合計)	8, 859	9, 760	9, 736	10, 115	9, 415	9, 308
西川口	運行便数	1, 799	1, 806	1, 820		1, 799	1, 806
•	利用者数	3, 307	3, 899	3, 993	4, 388	3, 835	3, 718
田麦山線	1便当たり	1.8	2. 2	2. 2	2. 4	2. 1	2. 1
	運行便数	1, 799	1, 806	1, 820	1, 813	1, 799	1, 806
上川線	利用者数	1, 729	1, 778	2, 144	2, 130	2, 187	2, 181
	1便当たり	1.0	1.0	1. 2	1. 2	1. 2	1. 2
和南津	運行便数	1, 799	1, 806	1, 820	1, 813	1, 799	1, 806
	利用者数	3, 823	4, 083	3, 599	3, 597	3, 393	3, 409
木沢線	1便当たり	2. 1	2. 3	2. 0	2. 0	1.9	1. 9

### 公共交通空白地有償運送 取り組み状況 議決事項 第3号

### 【山古志地域·太田地区生活交通】

### 〇運行内容

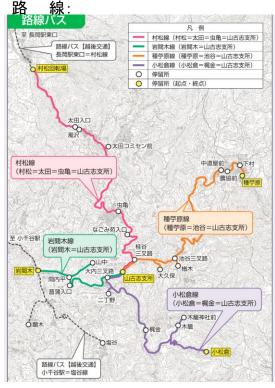
運行主体: NPO法人中越防災フロンティア

運行形態:コミュニティバス

賃:大人200円、小学生100円、回数券

休日:日祝、年末年始(12/30~1/3)

お盆(8/14~8/16)





### ○取り組み状況

運行開始

減便 H27

旅客範囲の拡大

便数の見直し(増、減便)

便数の見直し(増、減便) H30

減便 R1



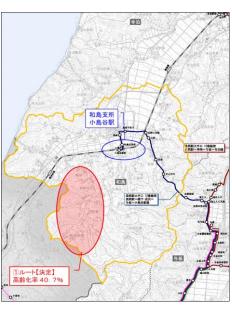
555

9

## (2) 公共交通空白地(和島地域)における移動手段の検討

- ・令和元年5月13日の地元検討委員会において「長岡市和島地域生活交通検討委員会規約」を定め、 正式に検討委員会を設立された。
- ・同委員会と商工会とで、事前予約制の地域内移動手段に対する受容性を確認するため、 無償バスを令和元年9月から運行している。
- ・毎週火曜、金曜の2日に午前2便、午後2便を設定した。
- ・令和元年12月までの実績として、稼働率28%、1便あたり1.5名が利用している。
- ・令和2年度は地元検討会と意見交換しながら、今後の進め方を検討し、実証運行を行う。





# (3) 共助運送の活用に関する検討(中之島地域)

- ・平成29年9月4日から平成30年3月30日の期間、乗合タクシー「なかのん号」による公共交通空白地生活 交通実証運行を実施。
- ・平成30年5月7日から平成30年5月24日の期間、実証運行に関するアンケートを実施。 実証運行アンケート:配布数641部、回答数533部(回収率83%) タクシー利用者アンケート:配布数44部、回答数39部(回収率89%)
- ・令和元年度は地域住民で共助会を開催した。
- ・令和2年度は引き続き、住民が主体的に、共助による移動手段の確保を検討する。

(4) 栃尾地域における事前予約制乗合タクシーの実証実験及び検証

# ○景虎号(栃尾地域荷頃地区以南)

- ・越後交通路線バスが廃止される区間の移動の足を確保するため、事前予約制乗合タクシーの実証運行をR1年10月からR3年3月までの1年6か月間実施する。
- ・R3年4月からの本格運を運行を目指し、市民の利便性を確保しつつ、運行が継続できるような運行時刻や料金、停留所等、運行内容を検証する。

# 【R1.10-12月実績】

- •利用者数 500人
- •運行便数 285便
- •稼働率 62%
- 1便当たり利用者数1.8人





# (4) 栃尾地域における事前予約制タクシーの実証実験及び検証

# 【R1.10-12利用実績】

### ○便別利用状況

(人)

	1便		2便		3便		4	便	5便		
	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	
10月	46	46	16	16	49	49	14	14	14	14	
11月	59	59	30	30	56	56	16	16	17	17	
12月	59	59	34	34	47	47	24	24	19	19	
合計	164	164	80	80	152	152	54	54	50	50	

### 〇曜日別別利用状況

(人)

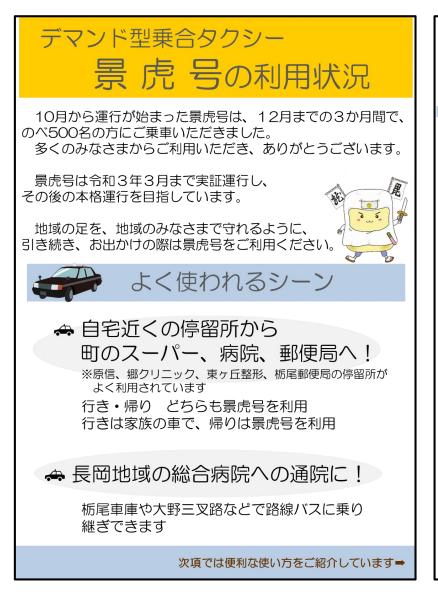
	F	1	y	٨	기	<b>&gt;</b>	オ	7	슠	77	1	П	Ш	3
	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着
10月	20	20	23	23	30	30	33	33	16	16	11	11	6	6
11月	20	20	27	27	31	31	31	31	40	40	15	15	14	14
12月	30	30	26	26	34	34	31	31	26	26	12	12	24	24
合計	70	70	76	76	95	95	95	95	82	82	38	38	44	44

### 〇停留所別別利用状況

(人)

			10	月	11	月	12	月	合	計	地区合計	
			発	着	発	着	発	着	発	着	発	着
		東ヶ丘整形	6	8	11	10	6	13	23	31		
		栃尾車庫前	13	13	12	7	10	10	35	30		
		郷クリニック	0	6	2	5	2	3	4	14		
		栃尾支所	0	0	0	3	0	4	0	7		
		市民会館前	0	0	2	3	2	4	4	7		
Α	町地区	中央公園	0	1	0	2	0	2	0	5	220	245
,,	-1,20	栃尾郵便局	3	5	1	18	4	10	8	33	220	210
		原信	40	32	44	35	55	32	139	99		
		大野3丁目	0	1	1	0	0	0	1	1		
		大野三叉路	0	2	1	3	4	9	5	14		
		大野館入口	0	0	0	0	0	0	0	0		
		大野	0	2	1	2	0	0	1	4		
		荷頃工業団地	0	1	0	3	0	0	0	4		
		長生館入口	0	0	0	0	0	0	0	0		32
		下原	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
В	北荷頃	荷頃局前	0	1	0	0	0	0	0	1		
		荷頃地区センター	0	0	0	0	0	0	0	0		
		北荷頃	0	0	0	0	0	0	0	0		
		荷頃	0	4	2	10	0	13	2	27		
		田之口村中	0	0	0	0	1	1	1	1	117	64
		西谷郵便局	0	0	0	0	2	1	2	1		
		西野俣	7	8	3	1	3	2	13	11		
С	西谷	西谷農協	0	0	0	0	0	0	0	0		
C	地区	中センター	4	3	1	0	0	0	5	3		
		磯部商店	6	0	6	1	5	0	17	1		
		木山沢	6	2	15	2	21	5	42	9		
		森上	11	11	17	17	9	10	37	38		
D	半蔵金	半蔵金下口	0	0	0	0	0	0	0	0	12	16
U	十咸並	半蔵金	2	5	5	4	5	7	12	16	12	10
Ε	田代	田代	0	0	1	1	1	1	2	2	2	2
		繁窪	4	5	10	9	6	8	20	22		
		いろり庵	0	0	0	0	0	0	0	0		
F	中ノ俣	ふるさと会館	2	4	5	10	2	6	9	20	107	95
'	地区	熊四郎商店	19	8	19	7	12	4	50	19	107	30
		新山	4	6	4	7	15	16	23	29		
		新山区中	2	0	0	0	3	5	5	5		
		一之貝下口	2	0	1	0	1	1	4	1		
		一之貝農協前	2	1	5	5	8	10	15	16		
	40	一之貝小学校	0	0	1	1	0	0	1	1		
G	ー之貝 ・軽井沢	一之貝上口	5	4	8	8	6	6	19	18	40	46
	+171 //	軽井沢センター	0	0	0	0	0	0	0	0		
		茨木	0	0	0	0	0	0	0	0		
		一之貝	1	6	0	4	0	0	1	10		
		合 計	139	139	178	178	183	183	500	500	500	500

- (4) 栃尾地域における事前予約制タクシーの実証実験及び検証
  - 〇利用啓発チラシを全戸配布





# (5) 自家用車から公共交通への乗り換えについて利便性向上を目指した 寺泊駅前広場整備(造成工事、支障物件移転工事)

【概要】

てらどまりたけもり

施工場所: 長岡市 寺泊竹森 地内

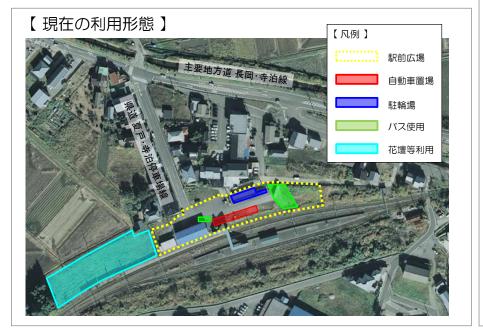
整備内容: 駅前広場整備(交通円滑化等)による交通事故防止

送迎用駐車場整備

事業期間: 平成28年度から令和4年度(未公表)

### 【必要性】

- 寺泊地域の玄関口として、地元から早期整備の要望が上がっている。
- ・送迎時間帯に一時的な渋滞が発生し、後方からの無理な追越し (逆走)による衝突事故発生の危険性が高いほか、歩行者の 乱横断も多くあり、 接触事故の発生も懸念される。
- ・送迎時間帯は、駅前広場を車両が埋め尽くし、路線バスの運行に 一部支障が出ている。



### 【 事業スケジュール 】

H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
<ul><li>測量調査</li><li>基本設計</li></ul>	•JR 協議	• 用地測量	• 実施設計	<ul><li>造成工事 (西側)</li><li>支障移転</li></ul>	・舗装工事 (西側) ・さく井工事	工事 (東側) • 用地買収

### 【R2実施内容】

造成工事(補助事業:社会資本整備総合交付金)

電力柱等移転補償費(補助事業:社会資本整備総合交付金)

### 【 寺泊駅利用状況 】

く乗降客数>

通勤時間帯(6:00~8:30)

利用者: 乗車153人 ・ 降車 5人

帰宅時間帯(15:50 ~ 19:00)

利用者:乗車 4人・降車121人



(送迎車両の主な移動導線)



(夕:交通錯綜状況)



対向車線を

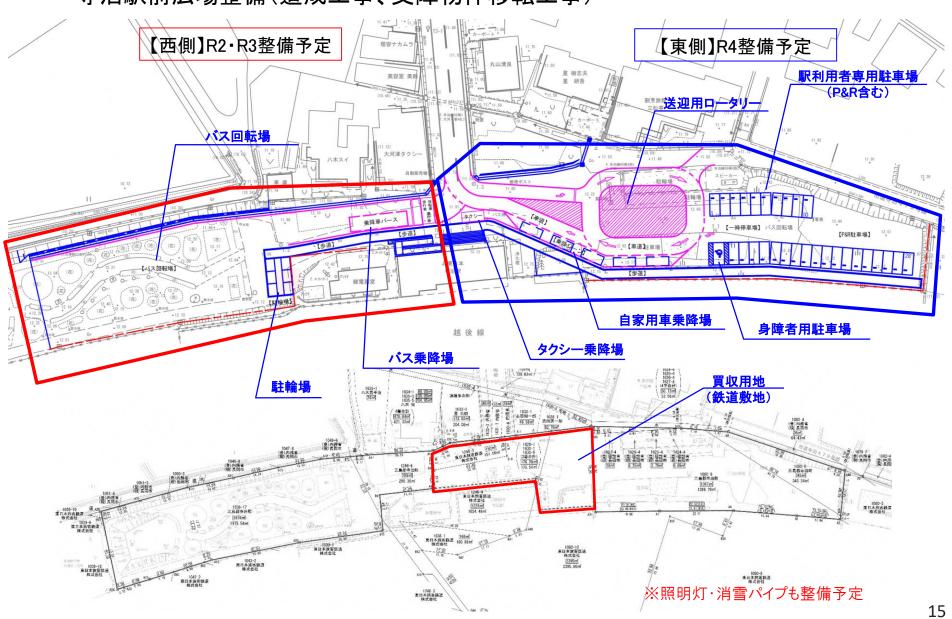
逆走する車両

(朝:渋滞状況と逆走車両)



(タ:駅前を埋める送迎車両)

(5) 自家用車から公共交通への乗り換えについて利便性向上を目指した 寺泊駅前広場整備(造成工事、支障物件移転工事)



(6) 意識啓発活動の推進(小学校や高齢者を対象としたモビリティマネジメント教室)

自家用車で移動することが当たり前となっている生活を振り返り、バスをはじめとする公共交通が身近なものとなるよう、働きかける取組

### 令和元年度実施内容

- 〇中央循環線くるりん沿線の中島小学校2年生を対象に実施
- ○小学校からバスに乗車して越後交通へ
- ○現地でバス事業者から乗り方、バスの死角について、車いすでの乗車方法を説明
- ○乗車券を取る体験や乗車したまま洗車体験





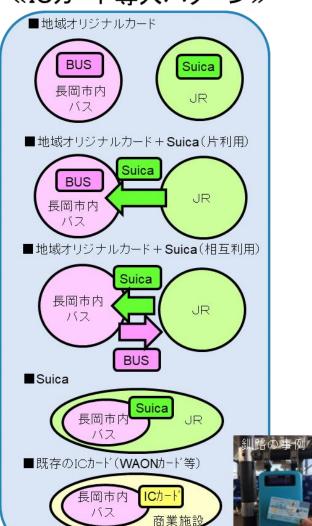




(7) 新たな公共交通システム勉強会の開催

市では、交通事業者と連携を図りながら、経路検索の利便性向上と乗車料金の キャッシュレス決済などの導入検討を進める。

# ≪ICカード導入パターン≫

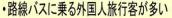


≪経路検索の利便性向上事例≫

公共交通オープンデータ"最先端田舎"への挑戦!(岐阜県中津川市)

### インターネットによるバス経路検索の充実に向けた取り組み

・インターネットによる経路検索が当たり前 だが、中小バス路線は整備が遅れている



•地方公共交通網は衰退傾向

課題・経路検索されなければバスは走っていないのと同じ

・公共交通の利用機会を失い、利用者減の一因に

・多言語での案内の充実が急務

取組 ◎標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)データを整備 ◎オープンデータ化で誰でも自由に活用可能に

・北恵那バスと市コミバスが経路検索可能に

」・病院でデジタルサイネージによる運行情報の案内

・クリスマスバスを利用したバスロケーションサービス

・アプリ開発や調査・研究にオープンデータを活用

標準的なバス情報フォーマット (GTFS-JP)

2017年3月に国土交通省が定めた形式 バス停の位置情報、時刻表、ルート、運賃などの複数の CSV ファイルを格納した ZIP ファイル

GTFS-JP のオープンデータ化→Jバスの活性化に



サイネージで運行情報案内 バス車両の現在位置情報など を組み合わせ、デジタルサイ ネージで運行情報を案内



調査・分析の基礎テータ STFS-JP と国勢調査 5 次メッシュ人口を利用した、高齢者 D人口分布とバスサービスの 可視化の例

単なる移動手段ではない 「愉しみの公共交通」の 創出と、公共交通の魅力 を引き出す

公共交通の利便 性向上を通じて利 用者を確保! 地域の

地域の公共交通網を守る!

行政のみならず、交通事業者や地域の 関係者が協働で取り組んでいます!

バスデータ整備とICT活用で、衰退傾向の続く地域公共交通網の維持・活性化へ!

(出典:中津川市HP、担当課資料)